

令和 3 年小田原市議会 1 2 月定例会議案説明資料  
(議案第 9 1 号～議案第 9 3 号・議案第 9 5 号・議案第 9 6 号)

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

# 目 次

## ○ 条例議案

- 議案第 9 1 号 小田原市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例…………… 1
- 議案第 9 2 号 小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例…………… 3
- 議案第 9 3 号 小田原市手数料条例の一部を改正する条例…………… 4

## ○ 事件議案

- 議案第 9 5 号 指定管理者の指定について（国府津駅自転車駐車場）…………… 7
- 議案第 9 6 号 指定管理者の指定について（小田原市総合文化体育館・小田  
原アリーナほか）……………11

# 條例議案說明資料

## 議案第91号

### 小田原市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例

#### [制定理由]

市が災害による被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業を実施するに当たり、復旧費用の一部をその所有者等から分担金として徴収するため制定する。

#### [内 容]

##### 1 分担金の徴収（第2条関係）

市は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受けて行う災害復旧事業等に要する経費に充てるため、その実施に係る申請を行った農地又は農業用施設の所有者等から分担金を徴収することとする。

##### 2 分担金の額（第3条及び別表関係）

分担金の額は、次のとおりとすることとする。

事 業	分担金の額
法適用事業であって復旧費用の額が1,000万円を超えるもの	次に掲げる額のうちいずれか少ない額 1 復旧費用の額×5/100+60万円 2 復旧費用の額－当該事業に係る補助金の額
法適用事業であって復旧費用の額が1,000万円以下のもの	次に掲げる額のうちいずれか少ない額 1 復旧費用の額×10/100+10万円 2 復旧費用の額－当該事業に係る補助金の額
法適用事業に付随して行う災害復旧事業	復旧費用の額×10/100

##### 3 分担金の納期限（第4条関係）

分担金の納入通知書に指定すべき納期限は、その通知の日から起算して30日を経過した日とすることとする。

##### 4 延滞金（第5条関係）

分担金を納期限までに納付しない者に対しては、小田原市諸収入金に対する延滞金徴収条例の定めるところにより延滞金を徴収することとする。

##### 5 分担金の減免（第6条関係）

市長は、天災その他特別の事情がある場合は、分担金を減額し、又は免除する

ことができることとする。

[適用]

公布の日

## 議案第 9 2 号

### 小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

#### [改正理由]

災害が発生した本市の区域以外の地域に派遣され、災害応急対策のための業務に従事する消防吏員に対して災害応急対策派遣手当を支給するため改正する。

#### [内 容]

災害が発生した本市の区域以外の地域（南足柄市並びに足柄上郡中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の区域を除く。）に派遣され、災害応急対策のための業務に従事した消防吏員（派遣先の地方公共団体から給与その他の給付の支給を受ける者を除く。）に対しては、災害応急対策派遣手当として日額 1, 6 8 0 円を支給することとする。（第 2 条及び第 9 条関係）

#### [適 用]

公布の日

## 議案第93号

### 小田原市手数料条例の一部を改正する条例

#### [改正理由]

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等が一部改正され、所管行政庁と登録住宅性能評価機関との間の長期優良住宅に係る審査体制の合理化が図られること等に  
伴い、本市の長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料に  
ついて所要の措置を講ずるため改正する。

#### [内 容]

- 1 登録住宅性能評価機関による審査範囲の変更等に伴う長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査手数料の引上げ（第18条関係）

登録住宅性能評価機関による長期優良住宅に係る任意の技術的審査制度が法定の長期使用構造等に関する事項の確認制度に移行し、住宅の維持保全に関する事項その他の事項は所管行政庁が審査することとなることに伴い、登録住宅性能評価機関の事前審査を受けている場合の長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査手数料を次のように引き上げることとする。

#### (1) 新築の場合

区 分	改 正 後	改 正 前
1戸	8,000円	6,000円
2戸～5戸	15,000円	12,000円
6戸～10戸	26,000円	21,000円
11戸～25戸 (11戸～30戸)	41,000円	31,000円
26戸～50戸 (31戸～50戸)	71,000円	58,000円
51戸～100戸	120,000円	99,000円
101戸～200戸	190,000円	160,000円
201戸～300戸	240,000円	200,000円
301戸以上	260,000円	210,000円

※区分欄の括弧内の戸数は、改正前の区分

#### (2) 増築又は改築の場合

区 分	改 正 後	改 正 前
1 戸	1 2, 0 0 0 円	9, 1 0 0 円
2 戸～5 戸	2 3, 0 0 0 円	1 8, 0 0 0 円
6 戸～1 0 戸	4 0, 0 0 0 円	3 2, 0 0 0 円
1 1 戸～2 5 戸 (1 1 戸～3 0 戸)	6 1, 0 0 0 円	4 6, 0 0 0 円
2 6 戸～5 0 戸 (3 1 戸～5 0 戸)	1 1 0, 0 0 0 円	8 7, 0 0 0 円
5 1 戸～1 0 0 戸	1 7 0, 0 0 0 円	1 5 0, 0 0 0 円
1 0 1 戸～2 0 0 戸	2 9 0, 0 0 0 円	2 5 0, 0 0 0 円
2 0 1 戸～3 0 0 戸	3 6 0, 0 0 0 円	3 0 0, 0 0 0 円
3 0 1 戸以上	4 0 0, 0 0 0 円	3 2 0, 0 0 0 円

※区分欄の括弧内の戸数は、改正前の区分

- 2 区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定方法の変更に伴う措置（第18条関係）

区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定について、区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更されることに伴う所要の整備を行うこととする。

- 3 住宅性能表示制度における長期使用構造等の確認の一体申請制度の導入に伴う措置（第18条関係）

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価の申請に当たり、登録住宅性能評価機関に長期使用構造等の確認を一体的に求めることができる制度が導入されることに伴い、設計住宅性能評価書を添付した長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料を廃止することとする。

- 4 長期優良住宅に係る容積率の特例の許可に係る審査手数料の新設（第18条関係）

長期優良住宅の建築に当たり、当該住宅が一定の敷地面積を有し、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に容積率を緩和する許可制度が導入されることに伴い、その許可に係る審査手数料は、1件につき16万円とすることとする。

- 5 その他

長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査手数料の区分について所要の整備を行うこととする。

[適用]

令和 4 年 2 月 2 0 日

# 事 件 議 案 說 明 資 料

## 議案第 95 号

### 指定管理者の指定について

#### 国府津駅自転車駐車場の指定管理者の選定について

#### 1 施設の概要

- (1) 施設名 国府津駅自転車駐車場
- (2) 所在地 小田原市国府津四丁目1番2号
- (3) 開設年月日 令和4年4月1日
- (4) 設置目的 公共の場所における自転車等の駐車に関する秩序を確立し、自転車等の利用者の利便を図ることにより、良好な生活環境を保持する等のため

#### 2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の使用の許可及びその取消しその他の利用に関すること。
- (2) 施設の設備及び器具の維持管理に関すること。
- (3) 利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。
- (4) 施設の設置目的を達する範囲かつ指定業務の実施を妨げない範囲における指定管理者による自主的な事業に関すること。
- (5) その他施設の管理運営に必要な業務

#### 3 指定期間

令和4年1月10日から令和7年3月31日まで

#### 4 選定までの経過

第1回指定候補者選定委員会開催 (募集方法及び内容の確認)	令和3年3月24日
募集要項配布	令和3年4月14日～5月21日
質問受付期間	令和3年5月7日～5月21日

説明会及び現地見学会	令和3年5月11日
申請受付期間	令和3年6月3日～6月16日 ※申請期間に応募がなかった。
第2回指定候補者選定委員会開催 (募集内容の変更)	令和3年8月6日
募集要項配布	令和3年8月12日～9月16日
質問受付期間	令和3年8月12日～8月25日
申請受付期間	令和3年9月6日～9月16日
第3回指定候補者選定委員会開催 (申請団体のプレゼンテーション、質疑応答、採点及び選定)	令和3年10月13日

## 5 申請状況

団体名	所在地	主な事業内容
CYCLE PARK 国府津	東京都中央区日本橋本石町 四丁目6番7号	公益財団法人自転車駐車場整備センター：自転車等駐車場の設置及び管理 友輪株式会社：自転車駐車場の維持管理及び料金の収納の受託
日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社	東京都品川区西五反田四丁目32番1号	・自転車駐車場の経営並びに設備機器及び関連システムの開発、販売及び運用
箱根登山トータルサービス株式会社	小田原市城山三丁目22番6号	・建物内外の保守、管理、警備及び清掃業務

## 6 審査・協議の概要

小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会により、申請団体の審査及び協議を行いました。

### (1) 小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会の構成

区 分	氏 名	役 職 等
委 員 長	早 川 潔	小田原市市民部長
委 員	小 林 将 人	小田原警察署交通第一課長
委 員	青 木 正 次	小田原交通安全協会会長
委 員	磯 崎 孝 喜	神奈川県県西地域県政総合センター 企画調整部長
委 員	加 藤 大 輝	税理士
委 員	石 塚 省 二	小田原市都市部長

(2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って各申請団体を採点しました。詳細は次のとおりです。

CYCLE PARK 国府津

NO	審査項目	配点	得点
1	施設等の維持管理や利用者に対する配慮が適切なのか	60	54
2	提供するサービスの向上が図られるか	90	81
3	利用料金収入の確保及び管理運営経費の縮減が図られるか	90	81
4	安定した管理運営を行うための体制及び財政基盤を有しているか	60	50
5	地域貢献・社会的貢献の取組は十分か	60	45
(合計)		360	311

日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社

NO	審査項目	配点	得点
1	施設等の維持管理や利用者に対する配慮が適切なのか	60	48
2	提供するサービスの向上が図られるか	90	66

3	利用料金収入の確保及び管理運営経費の縮減が図られるか	90	57
4	安定した管理運営を行うための体制及び財政基盤を有しているか	60	48
5	地域貢献・社会的貢献の取組は十分か	60	45
(合計)		360	264

箱根登山トータルサービス株式会社

NO	審査項目	配点	得点
1	施設等の維持管理や利用者に対する配慮が適切なものか	60	36
2	提供するサービスの向上が図られるか	90	63
3	利用料金収入の確保及び管理運営経費の縮減が図られるか	90	75
4	安定した管理運営を行うための体制及び財政基盤を有しているか	60	42
5	地域貢献・社会的貢献の取組は十分か	60	44
(合計)		360	260

この結果、小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会としては、CYCLE PARK 国府津が指定候補者として最も適切であるとの結論に至りました。

7 指定候補者

小田原市自転車駐車場指定候補者選定委員会における審査・協議を踏まえ、次の団体を指定候補者として選定しました。

- (1) 団体名 CYCLE PARK 国府津
- (2) 代表者名 公益財団法人自転車駐車場整備センター 理事長 石井 喜三郎
- (3) 所在地 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

## 議案第96号

### 指定管理者の指定について

小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場及び小峰庭球場の指定管理者の選定について

#### 1 施設の概要

- (1) 施設名 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ  
所在地 小田原市中曾根263番地  
開設年月 平成9年1月  
設置目的 スポーツ及びレクリエーション並びに文化の振興を図るため
- (2) 施設名 小田原テニスガーデン  
所在地 小田原市蓮正寺83番地の1  
開設年月 平成9年8月  
設置目的 スポーツ及びレクリエーションの振興を図るため
- (3) 施設名 城山陸上競技場  
所在地 小田原市城山二丁目29番1号  
開設年月 昭和30年10月  
設置目的 市民の体育の向上を図り、併せて小田原市都市公園の効用を全うするため
- (4) 施設名 小峰庭球場  
所在地 小田原市城山三丁目30番22号  
開設年月 平成元年5月  
設置目的 市民の体育の向上を図り、併せて小田原市都市公園の効用を全うするため

#### 2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の使用許可に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) 施設における行事の企画及び実施に関すること。

(4) その他市長が必要と認める業務

### 3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 選定までの経過

第1回指定候補者選定委員会開催 (募集方法及び内容の確認)	令和3年6月29日
募集要項配布	令和3年7月2日
説明会及び現地見学会	令和3年7月19日
質問受付期間	令和3年7月27日～8月5日
申請受付期間	令和3年8月17日～8月30日
第2回指定候補者選定委員会開催 (申請団体のプレゼンテーション、質疑応答、採点及び選定)	令和3年10月6日

### 5 申請状況

団体名	所在地	主な事業内容
おだわらグローカルパートナーズ	東京都品川区東品川四丁目10番1号	コナミスポーツ株式会社：フィットネスやスイミング、体操、ダンスなど運動スクール及びスポーツ施設の管理運営等 イオンディライト株式会社：設備の保守管理、清掃及び施設警備等 株式会社神奈川新聞社：新聞の出版、広報業務等

小田原スポーツ・文化運営企業体	小田原市堀之内458番地	株式会社スポーツプラザ報徳：体育館、プール等のスポーツ施設及び保育園の管理運営、プール監視業務、警備業、総合建設業等 株式会社東海ビルメンテナンス：設備の保守管理、清掃及びビル環境衛生管理等 株式会社小田急エージェンシー：広告宣伝に関する企画・制作及び催事の企画・制作・実施等 シンコースポーツ株式会社：スポーツ施設の管理運営、スポーツイベント等の企画・設計・管理及びスポーツに関する指導等
-----------------	--------------	--

## 6 審査・協議の概要

小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会により、申請団体の審査及び協議を行いました。

### (1) 小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会の構成

区 分	氏 名	役 職 等
委員 長	鈴 木 裕 一	小田原市文化部長
委 員	上 野 奈初美	小田原市スポーツ推進審議会委員 小田原短期大学教授
委 員	江 島 紘	公益財団法人小田原市体育協会会長
委 員	坂 野 一 良	税理士
委 員	木 村 秀 昭	小田原市自治会総連合会長
委 員	高 橋 正 則	小田原市民総合体育大会実行委員長
委 員	石 川 和 子	小田原市スポーツ推進委員協議会会長

## (2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って申請団体を採点しました。詳細は次のとおりです。

おだわらグローバルパートナーズ

NO	審査項目	配点	得点
1	施設の設置目的の達成	35	27
2	関係法令等の遵守及び規程の適切な管理	35	23
3	安定した管理の履行に必要な人員及び財政基盤	140	78
4	施設の効用を最大限に発揮させる事業計画及びその管理運営能力	175	114
5	利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上	140	95
6	運営実績、環境への配慮及びその他事業提案	105	77
7	地域貢献・社会貢献の取組	70	43
	(合計)	700	457

小田原スポーツ・文化運営企業体

NO	審査項目	配点	得点
1	施設の設置目的の達成	35	29
2	関係法令等の遵守及び規程の適切な管理	35	25
3	安定した管理の履行に必要な人員及び財政基盤	140	100
4	施設の効用を最大限に発揮させる事業計画及びその管理運営能力	175	123
5	利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上	140	96
6	運営実績、環境への配慮及びその他事業提案	105	75
7	地域貢献・社会貢献の取組	70	59
	(合計)	700	507

この結果、小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会としては、小田原スポーツ・文化運営企業体が指定候補者として最も適切であるとの結論に至りました。

なお、次の内容を、要望事項として付しました。

- ・喫煙場所の配置換えや、夜間通行の安全対策など、小田原市総合文化体育館・小田原アリーナの利用者の安心と安全の確保に努めること。
- ・施設利用者や地域住民の意見や要望に対して、適切かつ迅速な対応に努めること。
- ・5年間という指定期間を通して、安定した施設の管理運営ができるよう、健全な収入と支出のバランスに留意すること。

## 7 指定候補者

小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会における審査・協議を踏まえ、次の団体を指定候補者として選定しました。

- (1) 団 体 名 小田原スポーツ・文化運営企業体
- (2) 代 表 者 名 株式会社スポーツプラザ報徳 代表取締役 安藤 博二
- (3) 所 在 地 小田原市堀之内458番地